

## 別表

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・ 訓練用 支援用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者及び寝たきりの状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として対象者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。）及び重度又は最重度の知的障害者（児）であって、原則として3歳以上の者並びに寝たきりの状態にある難病患者	褥瘡（じょくそう）の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上の者及び	尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年

	自力で排尿できない難病患者			
入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者であって、原則として３歳以上の者	対象者を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者であって、原則として学齢児以上の者及び寝たきりの状態にある難病患者	介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、原則として３歳以上の者及び下肢又は体幹機能に障害のある難	介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年

		病患者			
	訓練いす	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児であって、原則として３歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100円	5年
	訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児であって、原則として学齢児以上の者及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	腕又は脚の訓練等ができる器具を備えたもの	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者であって、原則として３歳以上の者及び入浴に介助を要する難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年

便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上の者及び常時介護を要する難病患者	対象者が容易に使用し得るもので手すり付きのもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	4,450円 手すりを付けた場合 9,850円	8年
T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害３級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	4,460円	3年
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者であって、原則として3歳以上の者及び下肢が不自由な難病患者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補	60,000円	8年

		助、段差解消等の用具となるもの		
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、歩行や立位が不安定で頻繁に転倒するおそれのある身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの  (1) スポンジ及び革を主材料としているもの  (2) スポンジ、革及びプラスチックを主材料としているもの	(1) 15,200円  (2) 36,750円	3年
特殊便器	上肢障害２級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者であって、原則として学齢児以上の者並びに上肢機能に障害のある難病患者	足踏みペダルで温水温風を出し得るもの及び対象者を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200円	8年

火災警報器	<p>障害等級 2 級以上の身体障害者（児）及び重度若しくは最重度の知的障害者（児）又は精神障害者であって、火災発生の感知及び避難が著しく困難なもので、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯のもの</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	15,500円	8年
自動消火器	<p>障害等級 2 級以上の身体障害者（児）、重度若しくは最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者又は難病患者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な者に限る。）であって、当該者の世帯が単身世帯及びこれに準ずる世帯のもの</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	28,700円	8年
電磁調理器	<p>視覚障害 2 級以上</p>	<p>対象者が容易に使用</p>	41,000円	6年

		の視覚障害者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	し得るもの		
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	※1 聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害３級以上の身体障害者（児）であって、原則として３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	※2 ネブライザ	呼吸器機能障害３級以上又は同程度	対象者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年

一（吸入器）	の身体障害者（児）であって、			
※2 電気式たん吸引器	必要と認められる者及び呼吸器機能に障害のある難病患者		56,400円	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）であって、原則として学齢児以上の者		17,000円	10年
視覚障害者用体温計（音声式）	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯であって、原則として学齢児以上の者		9,000円	5年
視覚障害者用体重計	視覚障害2級以上の視覚障害者で視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯		18,000円	5年
動脈血中酸素飽和度測	人工呼吸器の装着が必要な難病患者	呼吸状態を継続的にモニタリングするこ	157,500円	5年

定器（パルスオキシメーター）		とが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの		
※3 正弦波インバーター発電機	人工呼吸器、ネブライザー又は電気式たん吸引器を使用している者（ネブライザー又は電	ガソリン又はガスポンプ等で作動する正弦波インバーター発電機で、介助者が容易に使用し得るもの	120,000円	5年
※3 ポータブル電源（蓄電池）	気式たん吸引器の使用について、本表のネブライザー又は電気式たん吸引器の給付	蓄電機能を有する正弦波交流出力の電源装置で、介助者が容易に使用し得るもの	60,000円	5年
※3 DC/ACインバーター（カーインバーター）	の対象要件を満たす者に限る）	自動車用バッテリー等の直流電源を正弦波交流電源に交換する装置で、介助者が容易に使用し得るもの	30,000円	5年
足踏み式・手動式吸引器		足踏み又は手動ポンプで加圧し、吸引するもの	12,000円	5年

<p>情報・意思疎通支援用具</p>	<p>携帯用会話補助装置</p>	<p>肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であつて、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）であつて、原則として学齡児以上の者</p>	<p>携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの</p>	<p>98,800円</p>	<p>5年</p>
	<p>情報・通信支援用具</p>	<p>上肢機能障害2級又は視覚障害2級以上の身体障害者（児）</p>	<p>障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器及びアプリケーションソフトで、次に掲げるもの  (1) 上肢機能障害者（児） インテリキー、ジョイスティック等  (2) 視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等</p>	<p>100,000円</p>	<p>5年</p>

点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2级以上）身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）であって、原則として学齢児以上の者	対象者が容易に使用し得るもので次に掲げるもの  (1) 標準型  ア 両面書真鍮（しんちゅう）板製  イ 両面書プラスチック製  (2) 携帯用  ア 片面書アルミニウム製  イ 片面書プラスチック製	(1)標準型  ア 10,400円  イ 6,600円  (2)携帯用  ア 7,200円  イ 1,650円	(1) 7年          (2) 5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者	対象者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年

	(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者			
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)であって、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの	85,000円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上の視覚障害者(児)であって、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただ	画像入力装置を読み取りたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せ	198,000円	8年

	し、原則として学 齢児以上の者	るもの		
視覚障害者 用時計	視覚障害２級以上 の視覚障害者 (児)であって、 原則として学齢児 以上の者。ただ し、音声時計は、 手指の触覚に障害 がある等のため触 読式時計の使用が 困難な者を原則と する。	対象者が容易に使用 し得るもの	触読式 10,300円 音声式 13,300円	10年
聴覚障害者 用通信装置	聴覚障害又は発 声・発語に著しい 障害を有するため に、コミュニケーション、緊急連絡 等の手段として必 要と認められる聴 覚障害者(児)等 であって、原則と して学齢児以上の 者	一般の電話に接続す ることができ、音声 の代わりに、文字等 により通信が可能な 機器であり、対象者 が容易に使用できる もの	71,000円	5年
聴覚障害者 用情報受信 装置	聴覚障害者(児) であって、本装置 によりテレビの視 聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付 きの聴覚障害者 (児)用番組並びに テレビ番組に字幕及	88,900円	6年

			び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、対象者が容易に使用し得るもの		
	人工喉頭	喉頭摘出者	<p>笛式</p> <p>呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの</p> <p>電動式</p> <p>顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの</p>	<p>笛式</p> <p>8,100円</p> <p>電動式</p> <p>70,100円</p>	<p>笛式</p> <p>4年</p> <p>電動式</p> <p>5年</p>
	点字図書	市長が別に定める。			
排泄管理支援用具	ストーマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	<p>蓄便袋</p> <p>低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチックフィルム製の収</p>	<p>蓄便袋</p> <p>月額</p> <p>8,858円</p>	1月

		納袋 蓄尿袋 低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの	蓄尿袋 月額 11,639円	
紙おむつ等	ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な者、3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者	紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品	月額 12,000円	1月
収尿器	高度の排尿機能障害者	採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの	男性用 普通型 7,700円 簡易型 5,700円 女性用 普通型 8,500円	1年

				簡易型 5,900円
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	市長が別に定める。		

(注) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。

※1 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

※2 ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器における「同程度の身体障害者（児）」とは、認定されている障害の原因となっている疾病等が原因で、現に呼吸器機能に障害があり、在宅での生活が困難なため本品が必要であり、そのことが医師の意見書等により証明された者をいう。

※3 正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）及びDC/ACインバーター（カーインバーター）の給付は、耐用年数内でいずれか一種目とする。